

平成25年 第9回 青森市教育委員会定例会 会議録

1 開会日時 平成25年9月30日(月)午後3時00分

2 閉会日時 平成25年9月30日(月)午後4時16分

3 会議開催の場所 教育研修センター4階 第2研修室

4 出席委員

佐藤秀樹
平出道雄
西村恵美子
佐藤克則
石澤千鶴子
月永良彦

5 事務局出席職員

教育部長	福井正樹
理事	工藤壽彦
教育次長	成田聖明
教育次長	伴孝文
浪岡教育事務所長	平田公成
参事 文化スポーツ振興課長	加藤文男
総務課長	八木澤透
社会教育課長	鳴海雄大
文化財副参事	木村浩一
市民図書館長	田中聡子
学務課長	山谷尚史
学校給食課長	川邊真理子
指導課長	山谷明
浪岡教育事務所教育課長	須藤勉

6 会議に付議された案件

(1) 議事

議案第30号 青森市民図書館協議会委員の任命について

議案第31号 臨時に代理し処理した事項の承認について(一般会計補正予算)

議案第32号 臨時に代理し処理した事項の承認について(県費負担教職員の懲戒処分)

(2) 報告

青森市小・中学校における体罰調査にかかる処分について

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録に係る推薦候補の選定結果について

道路の崩落による孫内地区スクールバスの代替運行について

(仮称)青森市教育振興基本計画について

いじめ防止対策について

全国学力・学習状況調査について

小学校給食センターにおける食物アレルギー対応食への今後のスケジュールについて

大連市の小・中学校との交流について

青森市学校図書館読書感想文コンクール「学校賞」について
「矢野きよ実講演会」及び「書きましょ IN 青森 Part.2」の開催について

(3) 挙手報告

市内小・中学校における消火器の盗難事件について

(4) その他

7 会議録署名委員

平 出 道 雄
月 永 良 彦

8 会議の概要

午後3時00分に委員長が開会を宣言する。会期を一日とし、会議録署名委員を前項7のとおり指名する。

議案第32号を非公開の会議とすることを決定し、議案第30号から議案第31号を審議し、原案のとおり決定した。

事務局から10件の報告と1件の挙手報告をし、平成25年第10回定例会の日程調整をした後、非公開の会議により議案第32号について審議し、原案のとおり決定し、閉会した。

9 会議の状況

(1) 議 事

委員長 それでは議事に入ります。議案第30号「青森市民図書館協議会委員の任命について」事務局より説明をお願いします。

福井部長から説明

福井部長 議案第30号 青森市民図書館協議会委員の任命につきまして、御説明いたします。

青森市民図書館協議会は、図書館法第14条第1項の規定に基づき、青森市民図書館条例により設置しておりますが、委員の任期が9月30日をもって満了となりますことから、後任者を任命するため、御提案するものでございます。

青森市民図書館協議会は、「図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関」となっており、委員につきましては、一つに学校教育の関係者、二つに社会教育の関係者、三つに家庭教育の向上に資する活動を行なう者、四つに学識経験のある者、五つにその他教育委員会が特に必要と認める者の中から、教育委員会が任命しております。委員の定数は12名となっております。

委員の選任につきましては、文部科学省が定める図書館の設置及び運営上の望ましい基準に、一つに図書館協議会を設置し、地域の状況を踏まえ、利用者の声を十分反映した図書館運営がなされるよう努めるものとする、二つに図書館協議会の委員は、地域の実情に応じ多様な人材の参画を得るよう努めるものとする、と定められておりますことから、先ほどの区分により、家庭教育の向上に資する活動を行なう者1名、学識経験のある者4名と委員定数の半分の5名を公募することとし、他は関係団体からの推薦といたしました。公募につきましては全体で3名の応募があり、青森市民図書館が定める図書館協議会公募委員の選考基準に従い、審査員による書類選考を行った結果、家庭教育の向上に資する活動を行なう者につきましては1名、学識経験のある者につきましては2名と応募者全員が選考され、公募委員候補者となっております。また公募枠のうち、応募がなかった残りの2名につきましては、改めて関係団体等へ推薦を依頼したところでございます。

このたび、御提案いたします委員候補者につきましては、議案にあります名簿のとおりでございますが、結果として、公募の方が3名、非公募の方が7名となっており、そのうち8名の方が新任、2名の方が再任となっております。

任期につきましては、平成25年10月1日から平成27年9月30日までの2年間となっております。

以上、よろしく御審議をいただき、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

委員長 ただ今の事務局の説明について、御意見、御質問等ございませんか。

委員長 一点だけ、不躓な質問かもしれませんが、資料の中に学識経験のある者とありますが、学識経験という判断は、どのように判断するものでしょうか。

福井部長 学識経験の捉え方というのは、各附属機関や協議会によって判断が違うとは思いますが、我が方の図書館につきまして、市民の方が広く使う施設ということもあって、若干広めに考えまして、図書館の活動に対して、一定の興味があって意見を持っている方であれば公募を受け付けるという形で募集したところであります。

委員長 はい、わかりました。

委員長 それでは他に御意見、御質問等が無いようですので、議案第30号について、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

各委員了承

委員長 御異議が無いようですので、原案どおり決定することといたします。

委員長 次に議案第31号「臨時に代理し処理した事項の承認について」事務局から説明をお願いします。

福井部長から説明

福井部長 議案第31号 臨時に代理し処理した事項の承認について、御説明申し上げます。

本議案は、平成25年第3回市議会定例会において、青森市職員の給与減額するため、青森市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定及びそれに伴う職員人件費の補正予算について追加提案されたものであります。教育委員会事務局職員等に係る人件費においても、給与の減額措置の対象となりますが、第3回市議会定例会開催期間中の追加提案となったことから、教育委員会事務局職員等に係る人件費の補正予算について、審議していただくための教育委員会の会議を招集するいとまがなかったことから、青森市教育委員会教育長に対する事務委任規則第5条第1項の規定により、教育長が臨時に代理し処理いたしましたので、同条第2項の規定に基づき、本定例会で報告し、承認を求めるものでございます。

補正予算の内訳についてですが、歳出については、平成25年4月1日現在、教育委員会に配置されている職員の人件費について、一つに給料減額分として、それぞれの職員の職位に応じて4.77パーセントから9.77パーセント減額するものであり、その給料減額分として、5,530万5千円の減額、二つに職員手当等調整分として、職員給料の減額に連動した時間外勤務手当等の減額分及び管理職手当の一律10パーセント減額分として、704万円の減額、共済費調整分として838万円の減額となり、合わせて7,072万5千円を追加で減額するものであります。

歳入については、追加提案分はございません。

この結果、歳出については、補正前の額130億2,221万7千円に対し、既に提案しております補正額4,099万3千円に7,072万5千円の減額と合わせ、歳出予算合計額は129億9,248万5千円となっております。なお、職員給与の減額実施期間については、平成25年10月1日から平成26年3月31日までとなっております。

また、本議案を含め、一般会計補正予算については、去る9月27日、第3回市議会定例会閉会日に可決されたところでございます。

以上でございます。

委員長 ただ今の事務局の説明について、御意見、御質問等ございませんか。

委員長 無いようですので、議案第31号について、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

各委員了承

委員長 御異議が無いようですので、原案どおり決定することといたします。

(2) 報告

委員長 それでは報告事項に入ります。今回の報告事項は10件となっています。

はじめに、「青森市小・中学校における体罰調査にかかる処分について」事務局から報告をお願いします。

学務課長から説明

学務課長 青森市小・中学校における体罰調査にかかる処分について、御報告申し上げます。

平成25年2月12日から18日の7日間の体罰に関するアンケート調査の結果、体罰に該当すると思われる6校6件を県教育委員会に報告したことにつきましては、既に5月20日開催の第5回教育委員会定例会で報告させていただいておりますが、その処分について去る8月9日及び8月21日付けで、県教育委員会より通知がありましたので御報告いたします。お手元の資料にありますように、文書訓告が1名、口頭訓告が4名、処分対象外が1名となっております。その他、体罰に当たるとと思われる行為をしたことの報告を受けたにもかかわらず、その事実を教育委員会に報告しなかったことにより、校長2名が口頭訓告の処分を受けております。

体罰の防止につきましても、機会を捉え、指導の徹底を図ってきたところでありますが、このように多くの体罰が発生したことは、教職員全体に対する社会の信用を著しく損ない、ひいては教育に対する市民の皆様の不信を招くもので、極めて遺憾であり、深くお詫び申し上げます。

教育委員会といたしましては、再びこのようなことが起こらぬよう、学校と一丸となって、体罰のない学校づくりに努めるとともに、教職員一人一人が自覚を持って、服務規律の確保に努めるよう、強い気持ちで指導を徹底して参ります。

以上でございます。

委員長 ただ今の説明につきまして、御意見、御質問等ございませんか。

教育長 前回もお話したのですが、今回の体罰調査につきましては、子どものアンケートや親のアンケートをとって、実際に体罰と思われるのは6件だったわけです。一つひとつにつきまして、教育委員会としては、各学校に対して再度の調査をしていただき、そして更に教育委員会事務局の学務課や指導課の職員が、もう一度調査を重ねまして、親とも十分に話し合いをしまして、体罰は6件という結果になったわけです。これは、1件もあってはいけないものだと思いますので、今後、校長会を通して体罰が無いよう指導して参ります。本当に申し訳ございませんでした。

委員長 他に御意見、御質問等ございませんか。

委員長 一点確認ですが、今回の発生の時期を見ますと、昨年の6月から平成25年1月までと読み取れるのですが、最終的な処分は8月26日ということで、ほぼ一年、時間がかかっていますが、このくらい処分には時間がかかるものでしょうか。

学務課長 処分につきましては、県の教育委員会で県全体を対象に行いましたので、全部の件数になるとかなりの数になるということで、処分が8月にずれ込んだというふうに聞いております。

教育長 調査したのは2月12日から18日の7日間で、実際に調査が終わって提出したのが3月だったのですが、今、学務課長が話したように県の方でいろいろな県内から数件挙がったために、一つひとつチェックをするのに、更にどういうふうになればいいかということに、半年かかったということ県教育委員会から伺っております。

委員長 他に御意見、御質問等ございませんか。

石澤委員 昨年度の処分の報告をいただいているのですが、その後、今年度の状況をできればお知らせくださいますか。

学務課長 今年度の状況については、体罰の報告は学校から受けていません。

石澤委員 アンケートの実施とかされているものでしょうか。

学務課長 アンケートそのものは、前回のような体罰に絞ったアンケートは現在考えていませんが、各学校で行っている学校評価の項目の中に、その部分が吸い上げられるような質問項目をいれていただくように考えております。

石澤委員 それは、これからということでしょうか。

学務課長 25年度末の学校評価の項目の中で質問ということになっております。

石澤委員 はい、わかりました。今年度に体罰は、一件も無いことを願っております。

学務課長 追加でお話させていただきますが、体罰が疑われるような事案があった場合には、直ちに、教育委員会に報告するよう、学校に通知しています。

石澤委員 はい、わかりました。

委員長 他に御意見、御質問等ございませんか。

委員長 次に、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録に係る推薦候補の選定結果について」事務局から報告をお願いします。

文化財課長から説明

文化財副参事 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録に係る推薦候補の選定結果について、御報告申し上げます。

去る8月23日に、文化庁の諮問機関である文化審議会、世界文化遺産特別委員会及び世界文化遺産・無形文化遺産部会が開催され、今年度のユネスコへの推薦候補の選定に関わる審議が行われました。

本市の三内丸山遺跡や小牧野遺跡を含みます、北海道・北東北の縄文遺跡群も世界遺産推薦候補として審議されましたが、北海道・北東北だけに限定する説明等、準備状況が十分ではないとの理由から、残念ながら推薦には至りませんでした。

今後は、次の推薦候補に選定されるよう課題を整理し、国内外の専門家から助言をいただくとともに、関係自治体と協力しながら、平成28年度以降の世界遺産登録に向け、全力で取り組んで参ります。

以上でございます。

委員長 ただ今の説明につきまして、御意見、御質問等ございませんか。

委員長 今の説明では、再度次の申請に向けていくということですね。

委員長 では次に、「道路の崩落による孫内地区スクールバスの代替運行について」、報告をお願いします。

学務課長から説明

学務課長 道路の崩落による孫内地区スクールバスの代替運行について、御報告いたします。先日の台風18号の被害を受け、鶴ヶ坂字山本地区の県道鶴ヶ坂千刈線から、孫内地区へ向かうスクールバスルート上の、市道鶴ヶ坂1号線山本橋付近の道路が崩落し通行不可能な状態となったため、現在、当該ルートでのスクールバスの運行ができなくなっております。

この道路の代替通行ルートにつきましては、孫内地区から鶴ヶ坂川合地区に抜け、当該県道と交差する砂利道を含む市道がありますが、この代替ルート上のJR奥羽線の踏切には、大型乗用自動車等通行止めの交通規制があることに加え、全体的に道路幅員は狭く、車両のすれ違いができない箇所が多いことから、スクールバスの運行は困難な状況となっております。

そのため、孫内地区においてスクールバスを利用している新城中央小学校3年生1名と、新城中学校1年生から3年生まで各1名の3名、計4名につきましては、9月19日から、崩落した道路の復旧までの間、スクールバスではなく、県道に抜ける代替通行ルートを通り、終点まで運行するタクシーに乗車する登下校に切り替えました。

なお、孫内地区以外の児童生徒については、鶴ヶ坂山本を起終点に変更したスクールバスで登下校しております。

以上でございます。

委員長 ただ今の報告につきまして、御意見、御質問等ございませんか。

教育長 台風18号の被害を受けたのは、9月何日でしたか。

学務課長 16日と記憶しています。

教育長 はい、わかりました。

平井委員 崩落した写真を見ますと、被害が大きいことがわかりますが、代替の通行ルートについてはチェックをしていて、同じような崩落が起こらないようなルートなものでしょうか。

学務課長 現場を何度も見てみましたが、山本橋付近の道路には下に水路が走っておりまして、そこに水が集中してきたために土が流失してこのような形になったと聞いております。代替の通行ルートは橋のようなものはないので、路肩が多少弱い所はあるようですけれども、冬期間、道路維持課でチェックをやっていただくと確約を得ておりますので、おそらく大丈夫ではないかと思えます。

平井委員 全国的に集中豪雨の件数が激増している状況ですことから、注意を付けてお願いするというのを、よろしくお願いします。

委員長 他に御意見、御質問等ございませんか。

さきほど学務課長で復旧までの間ということですが、だいたいどれくらいかかるものでしょうか。地図を見て見ますと、迂回するのが大回りということで、時間的な負担があると思えますが、このへんについてもお知らせください。

学務課長 道路維持課によりますと、道路の崩落箇所につきましては、先日市長も視察に行ったと伺っております。できる限り早急な本復旧を行いたいということを聞いておりますが、具体的なタイムスケジュールは示されておられません。

委員長 はい、わかりました。しばらくの間は、タクシーで通学しているということになりますね。

委員長 では次に、「(仮称)青森市教育振興基本計画について」事務局から報告をお願いします。

総務課長から説明

総務課長 (仮称)青森市教育振興基本計画について、御説明いたします。

資料(仮称)青森市教育振興基本計画の基本方向をご覧ください。

青森市教育振興基本計画につきましては、昨年、平成24年第7回定例会におきまして、一つに、前期基本計画第4章の具現化を図る分野別計画、二つに、青森市教育施策の方針の具体化を図る計画、として位置づけ、青森市新総合計画 前期基本計画の策定機関と整合性を図り、平成27年度までを計画期間として策定することといたしました。

計画の策定につきましては、平成25年9月としておりましたが、平成25年6月14日に閣議決定された国の教育振興基本計画におきまして、キャリア教育を推進するための協議会の設置、ICTの活用等による新たな学びの推進、等の新たな取組が示され検討に時間を要していること等から、計画の策定期間を平成26年3月に変更したいと考えております。

スケジュールにつきましては、資料右側の下の策定スケジュールをご覧ください。

今後、検討会議におきまして、これらの新たな取組等の検討を行った上で計画(素案)を作成し、中核市調査の実施のほか、パブリックコメントの活用など市民意見を取り入れながら、来年2月に検討会議を開催し、計画(案)を作成、平成26年第3回教育委員会定例会で計画を策定する予定としたいと考えております。

以上でございます。

委員長 ただ今の報告につきまして、御意見、御質問等ございませんか。

委員長 昨年8月に策定された「子ども・子育て支援法」に基づき青森市がこれから策定する子ども・子育て支援事業計画と本計画が調和を保たなければならないので、そのへんの調整もぜひお願いします。

総務課長 はい、わかりました。

委員長 それでは次の報告、「いじめ防止対策について」事務局から報告をお願いします。

す。

指導課長から説明

指導課長 青森市におけるいじめ防止対策について、御報告申し上げます。

事務局におきましては、平成25年度のいじめ防止対策の一環として、すでにいじめ相談カード及びいじめ防止啓発リーフレットを作成し、子どもたち及び保護者に対して配付し、各学校の取組を支援してきたところであります。

つきましては、8月以降の取組状況について御報告いたします。はじめに、お手元のいじめ防止啓発ポスター「わたしたちの力でいじめのない学校をつくろう」をご覧ください。

各学校のいじめ防止に係る取組の様子を撮影した写真を掲載した「いじめ防止啓発ポスター」を作成し、全ての小・中学校及び、市民センターやスポーツ施設など、市が管理する主な公共施設に配付いたしました。なお、いじめ防止啓発ポスターには、事務局の連絡先の他、青森市子ども権利条例に基づき設置されました、青森市子どもの権利相談センターの連絡先も記載しております。

次に、お手元の「いじめの問題に関する対話集会」の資料をご覧ください。8月24日、土曜日、市内小・中学校から代表生徒が1名ずつ参加し、いじめの問題に関する対話集会を開催いたしました。

参加した子どもたちは、まず、バンクーバーオリンピック カーリング競技日本代表であり、事務局の職員である近江谷杏菜さんによる「夢、実現～仲間と共に創る未来～」と題した講演を聞きました。内容は、選手は決して相手を見下したりしません。というカーリング精神のもとに、相手への尊敬と思いやりの大切さを訴えるものでした。講演のあとは、10班に分かれて各学校でのいじめ防止の取組について情報交換し、いじめを防止するために大切だと思うことを言葉にしてまとめ、最後には全員で大きな輪を作って、大きな声で読み上げました。

対話集会に参加した中学生からは、自分の学校だけでなく、青森市内の小学校、中学校の活動を知ることができ、自分の学校には無い、工夫あふれる活動内容に胸が高まりました。新しい仲間と一緒に話し、考え、共感し合う中で、他の人の物の見方や考え方を分ち合えて、良い機会でした。いじめの問題について、深く、真剣に話すことができよかったです。という感想が寄せられていました。

なお、各学校におきましては、多くの子どもたちが自らいじめを無くしていこうとする意識を啓発するために、対話集会に参加した児童生徒が対話集会の内容や感想を報告する場を設けることとしております。

今後におきましては、10月初旬、対話集会の報告書及びスローガン「思いやり 笑顔 かけがいのない友達」を載せた「のぼり旗」を市内全小・中学校に6本ずつ配付することとしており、学校と連携した取組により、全ての子どもたちが、自らいじめを無くしていこうとする意識の啓発と実践への意欲を持たせて参りたいと考えております。

事務局におきましては、引き続き各学校を支援し、いじめ問題の早期発見、早期解決、再発防止に努めて参ります。

以上でございます。

委員長 ただ今の報告につきまして、御意見、御質問等ございませんか。

西村委員 今、各学校での対策・対応がなされているということ伺いまして、とても大事なことだと思いました。いじめというテーマ、いじめという言葉を使わなくても自分たちが自分たちの権利を活かして成長していくことを大事にしたい、ということに誓っていきたいと思うのですが、子どもの権利条例を一つひとつ学習するということは、子ども委員会の方でも啓発を行っているようですけど、各校でもできたら、その中の幾つかでも取り入れていただけたらいいと思います。

指導課長 子どもの権利条例については、授業で取り上げているということで、学校側においてお願いして継続して地道に、授業を通して深めていきたいなと思っています。よろしくお願ひします。

西村委員 ありがとうございます。

委員長 他に御意見、御質問等ございませんか。

教育長 今回、大津市のいじめの自殺の件に関しまして、日本で広く、いじめというのが再度大きく話題になったわけですが、今回の対話集会を私も最初から最後まで参加させていただいて、本当にやってよかったなと思いました。小学生、中学生が一緒になって、いろんな学校の取り組み、そして、いじめをなくすためにどうしたらいいか。それから本当にみんなで力を合わせていくために、こういう方法でやっていこうというスクラムを組みながら、最後にみんなで大きい声で、自分たちでスローガン「思いやり 笑顔 かけがいのない友達」を選んで、みんなで肩を組みながら、別れていったのがとても印象的でした。

このことに関して、子どもたちが各学校に戻って、報告していると思います。小さいことですが、そういうことから、一人でも二人でもいじめに関わらないように、学校がまた進化していくことを強く望んでおります。とても良い集会だったことをお伝えします。

委員長 他に御意見、御質問等ございませんか。

委員長 無ければ次の報告、「全国学力・学習状況調査について」事務局から報告をお願いします。

指導課長から説明

指導課長 委員のみなさまにおかれましては、既に報道等でご承知のことと存じますが、去る4月24日に実施された、平成25年度全国学力・学習状況調査について、その結果が、文部科学省より8月27日に公表されましたので、御報告いたします。

今回の調査は、4年ぶりに全ての小・中学校の児童生徒を対象に行われ、本市におきましても、全ての小学校の6年生約2,700人、全ての中学校の3年生約2,630人が調査に参加しております。

配付資料をご覧ください。本県の調査結果につきましては、小学校で全国2位、中学校で全国5位となった国語Aをはじめ、全てにおいて小・中学校とも上位の成績を収めております。本市におきましては、小学校、中学校ともに、全てにおいて、国及び県を上回る良好な結果を得ております。

また、基礎知識を問うA問題より、知識の活用力を見るB問題の正答率が低いという全国的な課題は、本市におきましても同様の傾向を示しておりますが、本市のB問題の正答率は、国及び県と比較しましても、国語、算数・数学の全てにおいて高い値を示しております。

このことから、本市の子どもたちは、基礎的・基本的な知識、技能や思考力・判断力・表現力など、確かな学力の定着が図られているものと認識しております。

事務局といたしましては、今後、本市の調査結果から課題やその対応策などを全小・中学校へ提供するとともに、研修講座や学校訪問などを通して、各学校がより一層学習指導を工夫・充実するとともに、家庭学習の習慣化や望ましい生活習慣の定着が図られるよう支援して参ります。

以上でございます。

委員長 ただ今の報告につきまして、御意見、御質問等ございませんか。

教育長 今年度から、全部の学校で全国学力・学習状況調査に取り組んだわけです。その結果は、青森市の状況を見ますと、すべからず良好な成績であるということ。特にここ2、3年は、無差別に学校を何校か選んで、しかも理科もはいて、なおかつ上位にいたということで、本市の子どもたちの学力というのはかなりついている、そういう思いであります。

しかしながら、平均するとこういう結果で、一人一人を見ていくと、いろいろな違いがあると思いますので、そういう子どもたちにもできるだけ力をつけてあげられるように、各学校では、子どもたちに放課後個別に指導をしたり、チームを組んだり、色々な方法を駆使しながら、子どもたちの学力の向上に資する動きをしているということ。子どもたちが自分で物を考える力、それから、物を造っていく力に、学力は非常に必要なものであるという認識の基に、子どもたちが困らない学力をつけてあげられるように、教育委員会も各学校を支援

して参りたいと考えております。

委員長 今後も子どもたちの学力に寄り添って、指導していただくようお願い申し上げます。

西村委員 順位にこだわるということではありませんが、成績上位であることを嬉しく思います。今の説明をお聞きしまして、課題分析をした後に先生たちにお返しすることになるとは思いますが、なによりも先生方のお力によるところが大きいのですが、このことをもって、家庭学習で力をつける、つまり予習・復習といったようなもので保護者を励ましていただきたいなと思っております。

指導課長 御意見ありがとうございます。結果について、学校に返すとともに、家庭と連携しながら子どもたちを育てたいというスタンスで、これからも取り組んで参ります。

委員長 他に御意見、御質問等ございませんか。

委員長 無ければ次の報告、「小学校給食センターにおける食物アレルギー対応食への今後のスケジュールについて」事務局から報告をお願いします。

学校給食課長から説明

学校給食課長 小学校給食センターにおける食物アレルギー対応食への今後のスケジュールについて、御報告申し上げます。

お手元の資料をご覧ください。本市におきましては、児童が給食を楽しみ、食を通して成長していくことを目指すという食育の観点から、学校給食における食物アレルギーへの対応が必要と判断し、現在、整備を進めております小学校給食センターにおいて食物アレルギー対応の専用調理室を設置することとし、食品衛生法で表示義務のある、えび・かに・小麦・そば・卵・乳製品・落花生の、いわゆる7大アレルゲンが含まれる食材を除去した給食を、1日当たり最大120食調理できる体制を整え、平成26年度から提供することとしております。

平成26年度からの食物アレルギー対応食を提供する対象となる小学校につきましては、現在の西部学校給食共同調理場が給食を提供している13小学校、中央部学校給食共同調理場が給食を提供している15小学校、及び単独給食実施校から小学校給食センターに集約される千刈小学校、大野小学校、戸山西小学校の、計31の小学校を対象として実施することとしており、今後、耐用年数を迎える単独給食実施校につきましては、順次、小学校給食センターに集約し、食物アレルギー対応食を提供することとしております。

食物アレルギー対応食提供の対象となる児童の基準といたしましては、一つには、該当児童が、医師の診察・検査により食物アレルギーと診断され、アレルゲンが特定され、かつ、医師から食事療法を指示されていること、二つには、アレルゲンが、食品衛生法で表示義務のある7品目のいずれかに該当すること、を原則としております。

なお、この基準を満たした場合でも、例外として、ごく微量のアレルゲンでアナフィラキシーショックを起こす危険がある児童に対しては、食物アレルギー対応食を提供することが困難となることから、個人面談において、保護者に対し十分な説明を行い、理解を求めて参りたいと考えております。

また、食物アレルギー対応食の献立内容としましては、一般の給食の献立を基本に7品目のアレルゲンを含む食材を使用しないこととし、このことにより、献立が成立しない場合には、代替品を使用することとしております。

食物アレルギー対応食を提供するまでの今後のスケジュールといたしましては、既に今月下旬には「給食だより・献立のお知らせ」により、全小・中学校の保護者の皆様に対して、アレルギー給食の概要をお知らせしており、食物アレルギー対応食を提供する対象校となる31校の保護者の皆様を対象として、平成26年度の小学校の新入学児童の就学時健康診断が始まる11月には、食物アレルギーの有無、保護者の希望などを把握するための状況調査を行うこととしております。

また、12月には、食物アレルギー対応食の提供を希望する保護者の皆様に、アレルゲンの特定や食事療法の必要性の有無を判断するための根拠となる医師による診断書類の提出

をお願いし、1月には、該当児童の症状や家庭における食事療法状況などを詳しく聞き取りするための個人面談を実施した上で、在校児童については2月上旬に、新入学児童については3月中旬に、食物アレルギー対応食提供の可否を決定し、保護者及び各学校へお知らせする予定としております。

また、明日10月1日には、既に委員の皆様にご案内申し上げましたとおり、小学校給食センターの現地視察会を行いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

委員長 ただ今の報告につきまして、御意見、御質問等ございませんか。

西村委員 今の資料の対象となる児童に、例外としてというところがありまして、これまで微量のアレルゲンでアナフィラキシーショックを起こした児童がいるかどうかということをお尋ねしたいと思います。

学校給食課長 アナフィラキシーショックを起こしたという報告は聞いておりません。

西村委員 突発的な場合を想定して、どういう対応をするかということをお考えですか。

学校給食課長 来年度実施するにあたりまして、マニュアルの中で緊急時の対応等は記載する予定です。

西村委員 ありがとうございます。きちんと判るときはいいのですが、成長期になってあるときとか起こりがちかもしれませんので、仮に一例でもあるということ想定して対応していただきたいと思います。

学校給食課長 はい、わかりました。

委員長 他に御意見、御質問等ございませんか。

委員長 無ければ次の報告、「大連市の小・中学校との交流について」事務局から報告をお願いします。

指導課長から説明

指導課長 大連市の小・中学校との交流について、御報告申し上げます。

急速にグローバル化が進む国際社会の中で、主体的に生きていくことができる国際感覚を身に付けた子どもを育成するため、事務局におきましては、小・中学生による国際交流の充実を図って参りました。

その中で、本市と中華人民共和国・大連市の指定校交流につきましては、平成17年5月、教育委員長と指導課副参事が大連市を訪問して学校間の交流を提案し、同年9月、本市指定校の横内小学校、幸畑小学校、横内中学校教員が、大連市の指定校3校を訪問いたしました。平成18年3月、大連市の指定校校長等が来青し協定を結び、以来、児童生徒の図画工作や美術作品、教員の書簡による交流を平成20年度まで行って参りました。

平成24年度、市民生活部長と教育次長が大連市を訪問した際、両市の子どもたちによる相互交流実現に向けての協議が行われ、平成26年度からの実現を目指し、今後の交流の在り方を協議することを目的といたしまして、来月9日から11日までの3日間、本市の指定校3校の校長及び指導課長が大連市を訪問することとしております。

訪問の内容といたしましては、一つに、大連市指定校3校の授業参観や教職員との交流、二つに、児童生徒による相互交流の時期や内容に関する協議、三つに、大連市内及び諸施設の視察を予定しております。

中華人民共和国は、歴史的にも文化的にも学ぶべき点が多いことから、本市の児童生徒が直接その文化を体験することは、異なる文化・社会と関わり合いながら、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育み、将来、本市と大連市の相互発展に貢献できる人材を育成することに繋がると考えますことから、今後、大連市の小・中学校と、本市指定校の交流を、充実させて参りたいと考えております。

以上でございます。

委員長 ただ今の報告につきまして、御意見、御質問等ございませんか。

教育長 本市では、アメリカのメイン州と、韓国の平澤市と交流をしているところで

すが、それに加えて、以前いろいろな交流をしていた中国の大連市との交流を復活して、子ども同士の交流を深めたいという計画でございます。そのことによって、さきほど指導課長から説明がありましたように、国際社会の中で、子どもたちがいろんな国の人たちと接していくこと、友達をつくること、そういうことを通しながら国際感覚を身につけてほしいなと思います。

特に、横内地区は、かつて中国の残留孤児の孫がたくさん在学したところであって、中国と関わり深い地区であるということで、横内地区の三つの学校の子どもたちを派遣したいと考えております。子どもたちが大人になっていく過程の中で、国際感覚を身につけて、そしていろんな国の人たちの考え方を知り、いろんな人たちを理解する子どもたちに育てほしいという願いの下での計画でございますので、どうぞ支援のほどよろしく申し上げます。

平井委員 ますます国際交流は大事になっていて、その中で、子どもたちが国際交流を深めていき、この活動というのはとても重要で、持続していき、できることならば輪を広げていく方向が大事だと思います。私は地元のテレビで、交流が行われているニュースで見ますが、大連とか韓国とか、マスコミの扱い方についてはどんな状況でしょうか。

指導課長 新聞報道等で報道されることには支障がないということで、事務局とはやり取りしようと考えていますので、順調にやれるのではないのかなと思います。

委員長 他に御意見、御質問等ございませんか。

委員長 無ければ次の報告、「青森市学校図書館読書感想文コンクール「学校賞」について」事務局から報告をお願いします。

指導課長から説明

指導課長 青森市学校図書館読書感想文コンクールに昨年度から設けられた「学校賞」について、御報告いたします。

本市におきましては、子どもたちが学校生活の中で読書を楽しみ、読書に親しむ機会を得るなど、子どもの読書活動の一層の推進を図ることを目的に、平成17年度から、心豊かな子ども読書活動推進事業に取り組んでいるところであります。

本事業は、青森市学校図書館読書感想文コンクール・青森市子ども読書活動推進だより「青い森のこども読書」発行・市民図書館と連携した学校図書館支援、の3事業で構成されており、この中で、青森市学校図書館読書感想文コンクールにつきましては、事業を開始した平成17年度には、応募作品数は222点でありましたが、平成24年度は3,258点の応募作品を数える大きなコンクールに育っております。

コンクールでは、平成23年度までは、小・中学校毎に「読書感想文部門」「読書新聞部門」「図書館だより部門」の計6部門の表彰を行っていましたが、昨年度、新たに「学校賞部門」を設け、計8部門となっております。

「学校賞」は、学校図書館の環境整備と読書活動推進を目的に、児童生徒の優れて顕著な読書活動や良好な学校図書館運営がなされている学校を小・中学校各1校選出し、表彰するものであり、当該校には5万円相当の副賞が贈られ、昨年度は、小学校の部では大野小学校が、中学校の部では浪打中学校が受賞いたしました。12月には、浪打中学校へ佐藤教育委員長が、大野小学校へ西村教育委員が訪問し、月永教育長の見守る中、表彰も行っております。

今年度も教育委員の皆様におかれましては、各学校から提出された応募調書と児童生徒の読書活動を撮影した写真を基に「学校賞」の審査をお願いしたいと考えており、審査は、10月29日を予定しております。

事務局といたしましては、「学校賞」を継続していくことで、学校を挙げて読書活動に取り組もうとする意識が高まり、本を手にする児童生徒がこれまで以上に増えるものと考えておりますので、御協力のほど宜しくお願いいたします。

以上でございます。

委員長 ただ今の報告につきまして、御意見、御質問等ございませんか。

西村委員 昨年、審査をしてみて感じたことですが、どこの学校も努力をされていて、

日常的にレベルの高い学校がほとんどでした。その中で、学校の特色がどうかということに苦慮したことを思い出しまして、ぜひ事務局としては、大変だとは思いますが、審査の書類が挙がってきた段階で、少しのところでもよろしいので、ここがこの学校の特色で、これから成長していくためにはこうだ、というところをチェックしていただけたらと思います。

やはり、読書推進をしていくことで、先ほどの学力ではないのですが、個人の自覚形成に影響がありますし、個々の考え方にも関わるといいますので、よろしく願いいたします。

指導課長 貴重な意見をありがとうございます。事務局にはそのように伝えて、対応して参りたいと思います。

教育長 平成17年、平成18年あたりに、全国的に学校の荒れが少し吹き荒れた時代がありまして、その時に青森市の子どもたちの心を耕すためにどうすればいいのかという時に、子どもたちに読書を広めていこうというスタンスで教育委員会は取り組んで、そして市民図書館をお願いをしまして、非常に大きな協力を得まして、子ども読書活動推進計画を作成していただきました。

その中で、青森市の小学校、中学校とも非常に読書活動に力をいれて、今、どの学校でも読書活動の時間をとってしまして、元気な中学生もその読書時間になると15分間、真剣に自分の選んだ本を読んでいるという光景が見られるようになりました。

その中で、昨年度から感想文等だけではなく、特に頑張った学校には表彰して、他の学校が真似できるようなシステムができないかということで「学校賞」を設けたわけですが、昨年度応募してきた学校の様子を見まして感動しました。

本当に真剣に読書活動に取り組みながら、子どもと先生の繋がり、子ども同士の繋がり、そして保護者との繋がり、地域との繋がり、図書館との繋がり、本当にいろんなものが付随して発展してきたことを、とても嬉しく思っております。

今年度、どういう学校が選ばれるか楽しみですけれど、これは教育委員の選ぶことですので、真剣に選びまして、良い学校を増やして行って、それが青森市の特色になるように参りたいと考えております。

委員長 他に御意見、御質問等ございませんか。

委員長 無ければ次の報告、「矢野きよ実講演会」及び「書きましょ IN 青森 Part.2」の開催について」事務局から報告をお願いします。

文化スポーツ振興課長から説明

文化スポーツ振興課長 「矢野きよ実講演会」及び「書きましょ IN 青森 Part.2」の開催について、御報告申し上げます。

未曾有の被害をもたらした東日本大震災から、この9月11日で2年半が過ぎましたが、今もなお、約29万人にのぼる方が避難生活を強いられており、本市にも180名の方々が県外より避難されてきております。

教育委員会では、本年2月に引き続き、県外避難者支援の一環として震災以降、自分の気持ちを伝えることが難しくなった子どもたちと一緒に書を書きながら、子どもたちの“心の声”を聞く活動をはじめ、書の展覧会を全国各地で開催されている書道家の矢野きよ実さんを再びお招きし、講演会を実施することにいたしました。

矢野きよ実さんの講演会につきましては、配布させていただきましたチラシにありますとおり、平成25年10月5日午後1時30分から、ねぶたの家「ワ・ラッセ」イベントホールにおいて、「君にできること、僕にできること、一生懸命生きること」をテーマに、これまでの活動で出会った子どもたちの心の音や感じたこと、一生懸命生きることについてお話ししてもらうこととしております。

また、翌日10月6日には、ワークショップでございます「書きましょ IN 青森 Part.2」を開催することとしておりますが、これは心のケアを目的としておりますことから、関係者のみの非公開の開催とし、子どもたちが書いた作品は、平成25年10月8日から10月15日まで、青森市役所本庁舎1階市民サロンにおいて展示する予定としております。

被災地での復興は進展が見られるものの、こころの復興には長い時間を要するものと思わ

れます。委員の皆様におかれましても、是非とも10月5日の講演会にお越しいただき、震災の記憶を風化させないため、私たちにできることをともに考える機会としていただければ幸いと存じます。

以上でございます。

委員長 ただ今の報告につきまして、御意見、御質問等ございませんか。

教育長 今、青森市では、日本各地のいろんなイベントにねぶたを持っていっているのですが、仙台、東京で行われたイベントに持っていったねぶたの後ろの送り絵に、2月に書いた子どもたちの書が、大きく掲げられていた写真を見て感動しました。今回も何かの形で、子どもたちの声として、アピールしていくのではないかと思いますので、成功を楽しみにしています。

委員長 他に御意見、御質問等ございませんか。

委員長 10件の報告が終わりましたが、その他、何かございませんか。

学務課長から説明

学務課長 市内小・中学校における消火器の盗難等について、御報告申し上げます。

今月に入りましてから、青森市内の小・中学校において、消火器の盗難・噴霧事件が連続して発生しております。

まず、9月10日、朝、浪館小学校校舎等に消火剤が噴霧され、その場に消火器が1本残されているのを同校職員が発見しております。このことを受けまして、近隣の学校において消火器の所在を確認したところ、西中学校のボイラー室外壁及び体育館屋外のオイルタンクに設置している2本の消火器が紛失していることが判明し、消火器に付された番号から、浪館小学校で噴霧されたのは、そのうちの1本であることがわかりました。

翌9月11日には、西中学校校地内において消火剤が噴霧されておりましたが、消火器本体は現場に残されておりました。翌9月12日には、西中学校の残りの1本が使用済みの状態で、浪館小学校体育館屋外にある消火器収納箱内で発見されております。

また、9月11日泉川小学校では、体育館の外に設置している消火器が1本紛失していることがわかりましたが、本体は、まだ見つかっていないとのことでした。

それぞれの学校の対応といたしましては、三内丸山交番への通報・被害届けの提出、近隣校への情報提供、校内外の巡視の強化、警察及び機械警備会社へ巡視強化を依頼しております。

また、事務局といたしましては、校長会、教頭会を通じて、朝・夕の消火器の確認、校内外の巡視の強化を各学校に指示いたしました。

しかしながら、その後も盗難事件は発生し、9月18日三内小学校でボイラー室外壁に設置の消火器2本が紛失していることをわかりました。こちらについても、本体は、まだ見つかっておりません。

加えて、本日、三内中学校から地下駐車場に設置されております消火器収納箱内の消火器から、消火剤が噴霧されているとの連絡を受け、確認したところ、駐車場、教材園等に消火剤が噴霧されておりました。

事務局といたしましては、朝・夕の消火器の確認の強化、校内外の巡視の強化をしばらくの間継続するよう再度、各学校に指示して参ります。

以上でございます。

委員長 ただ今の説明につきまして、御意見、御質問等ございませんか。

平井委員 中学校のボイラー室にあった消火器が紛失したということで、簡単に盗める状態にあるものでしょうか。

学務課長 ボイラー室の屋外に設置されている消火器ということでございますので、危険物の規制に関する規則の中で、地下タンク貯蔵所にあつては、第5種の消火設備を2個以上設けること。地下タンク貯蔵所とは、大半の学校に整備されている暖房の燃料のタンクも含んでおり、第5種の消火設備とは、小型消火器具・簡易消火器具を指しているということで伺っておりますが、一般にオイルタンクの近く、あるいはボイラー室の外側に専用の収納

箱を設けて消火器を設置しております。

委員長 これは、緊急のため鍵をかけていないのですね。

学務課長 本来の目的からすると、鍵はかけられないものと判断しております。

委員長 はい、わかりました。

委員長 他に御意見、御質問等ございませんか。

委員長 その他特にないようでしたら、次回の定例会の日程について協議したいと思
いますので、事務局からお願いします。

総務課長 次回の定例会の開催につきましては、開会日時を10月22日火曜日、午後
2時から、場所は柳川庁舎2階大会議室で開催したいと思いたしますがいかがでしょうか。

委員長 事務局からこのような提案がありましたが、委員の皆さま、いかがでしょう
か。

各委員了承

委員長 それでは御異議がございませんので、今回は、10月22日火曜日、開催場
所は柳川庁舎2階大会議室で行いたいと思いたします。

委員長 先ほど議案第32号につきまして、非公開の会議にすることといたしました
ので、青森市教育委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、委員及び事務局職員を除
き、傍聴人、記者の皆様は退席をお願い致します。

(別冊 非公開の会議参照)

委員長 以上を持ちまして、平成25年第9回青森市教育委員会定例会を終了いたし
ます。

平成25年9月30日開催の平成25年第9回青森市教育委員会定例会の会議録を作成した。

平成25年10月21日

書記 成田美紀

上記のとおり相違ないことを認め署名する。

平成25年10月22日

署名委員 平出道雄

署名委員 月永良彦